

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 よくあるご質問（Q&A）

Q 1 入学準備金と就職準備金の貸付使途として考えられるものはどんなものですか？

A 1 入学準備金は、養成機関に支払う入学金、教材費、参考図書、学用品、交通費等入学にあたって必要なものです。受験料や生活費は対象外となります。

就職準備金は、就職によって転居が伴う場合の転居費用、転居先の賃貸物件の礼金や仲介手数料、就職にあたり必要となる被服費、通勤に要する自転車購入費等、就職にあたって必要な費用です。

Q 2 「三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする）したときは、貸付金の返還が免除」とありますが、5年間、同一勤務先で従事することが必要ですか？

A 2 「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られません。勤務先の変更等で、複数の事業所で取得した資格が必要な業務に従事したときは、その期間を合算します。（必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではありません。例：保健師の資格を取得して看護師として業務に従事する、看護師の資格を取得して訪問看護ステーションを経営する等）

なお、一旦離職して、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、最長1年間です。

Q 3 連帯保証人は必ず立てる必要がありますか？

A 3 連帯保証人を立てられない場合でも貸付申請ができます。ただし、年1%の利子が発生します。（連帯保証人を立てるときは無利子）しかし、連帯保証人を立てずに申請しても、連帯保証人を立てたときと同様に、三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする）したときは、貸付金の返還が免除されます。

尚、申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

Q 4 連帯保証人は何人必要ですか？

A 4 連帯保証人は1名で構いません。尚、A3をご参照ください。

Q 5 連帯保証人を立てるとき、年金生活の実親は連帯保証人とすることは可能ですか？

A 5 年金受給者であっても、住民税が課税されていれば連帯保証人とすることができます。住民税所得割が非課税の方は、連帯保証人として認められません。申請時に連帯保証人の収入を証明する書類として、直近の「所得課税証明書」を御提出下さい。

Q 6 貸付を受けたひとり親が再婚等でひとり親ではなくなったら返還となりますか？

A 6 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象となっており、養成機関在学中に再婚したときは、高等職業訓練促進給付金の対象外となり、貸付事業の対象外となります。このとき全額返還となりますが、在学中は返還の猶予を受けることができます。さらに卒業後、三重県内において取得資格を活かして5年間就労したときは返還の免除を受けることができます。尚、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、同様に5年間就労したときは返還の免除を受けることができます。